

静岡県立農林環境専門職大学外国人留学生規程

- 第1条 静岡県立農林環境専門職大学学則第60条の規定に基づき、この規程を定める。
- 第2条 この規程において、外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者（日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を除く。）で、本学に学部学生として入学を許可された者をいう。
- 第3条 外国人で学部学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、教授会の選考を経て、学長が外国人留学生として入学を許可する。
- 第4条 学部学生として入学することのできる者は、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第5条 入学の選考方法は、別に定める入学者選抜要項及び学生募集要項による。
- 第6条 入学志願者は、学生募集要項に定められた書類に所定の入学検定料を添え、学部長を経て、学長に願い出なければならない。
- 第7条 本学に編入学、転入学又は再入学を志願する者は、第4条から第6条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、教授会の議を経て、既に履修した授業科目及び単位数を換算し、学長は相当年次に入学を許可することができる。
- 第8条 日本の国費による外国人留学生の入学検定料、入学料及び授業料等は、徴収しない。
- 第9条 学長は、この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関する細則を定めることができる。
- 第10条 静岡県立農林環境専門職大学学則中、学生に関する規定は、外国人留学生に準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。